

事務連絡
平成 26 年 7 月 17 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

処方せんへの保険薬剤師の記名の取扱いについて

今般、別添の「処方箋への記名の取扱いについて」（平成 26 年 7 月 10 日付け厚生労働省医薬食品局総務課事務連絡）において、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 26 条の規定による薬局における調剤済み処方箋への記名の取扱いが整理されたところとあります。

保険薬剤師については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日付け保険発第 82 号）の別紙 2 の第 5 の 9 の (3) により、調剤したときは、その処方せんに「調剤を行った保険薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印すること」とされているところであるが、下記のとおり、薬剤師法と同様の取扱いとしますので、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

保険薬局において調剤した保険薬剤師は、調剤済みである旨及び調剤した保険薬剤師の氏名が入ったスタンプを処方せんに押した場合は、調剤した保険薬剤師の氏名の記名を行ったものとして取扱い、この記名を別途しなくても差し支えない。

ただし、処方せん中に保険薬剤師氏名の記入欄があり、この記入欄への記名に代えて上記のスタンプを利用する場合は、この記入欄の近くにスタンプを押すなど、調剤した保険薬剤師が容易に分かるようにすること。

また、保険薬剤師の氏名の記名に代えて上記のスタンプを利用する場合であっても、調剤した保険薬剤師による押印は省略できない。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746